

佐賀県警察における情報セキュリティに関する対策基準について（概要）
（令和7年2月4日佐本情発第19号）

本通達は、佐賀県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年佐賀県警察本部訓令第7号）第8条に基づき、佐賀県警察における情報セキュリティを確保するために必要な対策その他訓令等の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

本通達の主な内容は、

- 総則
- 情報セキュリティ対策の基本的枠組み
- 管理対象情報の取扱い
- 外部委託
- 警察情報システムのライフサイクル
- 警察情報システムの構成要素
- 警察情報システムのセキュリティ要件
- 警察情報システムの利用
- その他

の項目からなっている。